

鳥取県青色防犯パトロール活動促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県内で青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を実施しようとする民間団体または既に実施している民間団体に対し、県が青色防犯パトロールに必要な装備品（以下「装備品」という。）を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 装備品の提供対象となる民間団体（以下「対象団体」という。）は、鳥取県警察本部長より青色防犯パトロールの実施ができる団体である旨の証明（以下「証明」という。）を受けた団体及び今後証明を受けるための申請を行う予定の団体とする。

(提供装備品)

第3条 県が提供する装備品は、予算の範囲内で自動車1台の申請に対して、上限を次のとおりとする。ただし、対象団体あたり提供する装備品は自動車5台分を上限とする。また、他の自治体等の制度を利用し、提供品と同等の支援を受けている場合、提供しないことができる。

(1) 青色回転灯 1個

(2) マグネットシート 2枚

2 前項に掲げる装備品については、装備品の提供を受けた対象団体が適切に維持管理することとし、装備品の使用及び修理等に関する経費は、装備品の対象団体の負担とする。ただし、修理等によっても使用できない装備品や経年劣化等により使用できなくなった装備品については、再度、県が提供するものとする。

(装備品提供希望の申請)

第4条 対象団体が装備品の提供を受けようとする場合は、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課課長に対して、青色防犯パトロール装備品提供申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

(装備品提供等の決定及び通知)

第5条 県は、装備品を支給すべきものと決定したときは、対象団体に対して、青色防犯パトロール装備品の提供について（通知）（様式第2号）により、その旨を通知し、装備品を提供する。

(装備品の用途の制限)

第6条 対象団体は、提供された装備品を青色防犯パトロール活動以外の目的に使用してはならない。

(装備品の返却)

第7条 県は、装備品の提供を決定した団体が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、提供した装備品の返却を求めることができる。

(1) パトロール中に違法行為を行うなど不適切な行動をした場合

(2) 青色防犯パトロールの証明を取り消された場合。ただし、提供後1年を経過した対象団体は除く。

(3) その他、社会通念上、提供団体としてふさわしくない行為をした場合

(名簿の作成)

第8条 県は、第5条の規定により装備品の提供を行った団体について、提供団体名簿（様式第3号。以下「名簿」という。）を作成し、管理するものとする。

(事務処理)

第9条 装備品提供に関する事務は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

青色防犯パトロール装備品提供申請書

年 月 日

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長 様

(申請者)

団体の名称
及び代表者
の氏名

下記のとおり青色防犯パトロールを実施するため、装備品の提供を希望するので申請します。

申請区分	新規・再申請（ ）
民間団体の名称	団体名：
代表者名	代表者名：
民間団体の住所	郵便番号： 住所：
連絡先	電話番号：
青色防犯パトロール実施地域	所轄警察署名： 実施（予定）地区： 実施開始（予定）年月：
自動車登録番号又は車両番号	
青色防犯パトロール装備品	青色回転灯： 個
提供希望申請内容	マグネットシート： 枚

※再申請の場合は、（ ）内に理由を記入すること

なお、再申請は修理等によっても使用できない装備品や経年劣化等により使用できなくなった装備品に限る。

※ 送付先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課地域安全担当 行

様

鳥取県生活環境部くらしの安心局
くらしの安心推進課長
(公 印 省 略)

青色防犯パトロール装備品の提供について（通知）

年 月 日付けで提供申請がありました青色防犯パトロール装備品について、
下記のとおり提供します。

記

- 1 団体の名称
- 2 提供対象となる車両の自動車登録番号又は車両番号
- 3 提供する物品

物 品	個 数
青色回転灯	個
マグネットシート	枚

